

て必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

② 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県保育計画の作成の手法その他都道府県保育計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助をするよう努めなければならない。

(削る。)

第五十六条の十一 國及び地方公共団体は、市町村保育計画又は都道府県保育計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助をするように努めなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす处分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす处分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる

② 第二十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす处分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の二第九項から第十四項まで類似くは第三十一条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第二項の届出若しくは認定ことも園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第一項若しくは第三十五条第四項の認定ことも園法第十七条第一項の認可を受けたもの又は認定ことも園法第十二条の届出をしていないもの又は第三十五条第二項の届出をしていないもの又はも園法第十一條の届出をしていないもの又は第三十五条第四項の認可若しくは同法第十二條第一項の認可を受けたもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定ことも園法第二十二条第一項の規定により幼保巡査認定ことも園の認可を取り消されたものも含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を告を求める、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができ。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

② ⑦ (略)

第五十九条の二 第六条の二第十九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目^的とする施設であつて第三十五条第二項の届出をしていないもの又は同法第四項の認可を受けたもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものも含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求める、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができ。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する

に規定する業務を目的とする施設（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第一項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こととも園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こととも園法第二十二条第一項の規定により幼保連携認定こととも園の認可を取り消されたものと含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こととも園法第二十二条第一項の規定により幼保連携認定こととも園の認可を取り消された施設における場合は、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第二十五条第四項の認可又は総合こととも園法第十二条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により総合こととも園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設における場合は、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

同法第十六条第一項の規定により総合こととも園の認可を取り消された施設においては、当該認可の取消しの日（同条の規定により総合こととも園の認可を取り消された施設における場合は、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設における場合は、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(2) (3) (略)

第五十九条の七 (削除)

この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

第五十九条の七 第五十六条の十第二項における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、同項の援助のうち他の大臣が所管する子育て支援事業（第五十六条の九第一項の主務省令で定めるものに限る。）に係るものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣とする。

(2) この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

附 則

第七十三条 第二十四条第二項の規定の適用については、当分の間、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所（認定こども園）、子ども・子育て支援施設（第十七条第一項の施設）を受訪したものに限る。以下の項及び第四十六条の二第一項において同じ。」又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、
保育所（認定こども園）とあるのは「市

町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第三十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第一項において同じ。）とするほか、必要な技術的措置は、政令で定める。

② 第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは、「保育所における保育を行うこと」の権限及び第二十四条第五項」と同項中「保育の実施のための委託」とあるのは、「保育の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的措置は、政令で定める。

○ 児童福祉法の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 二 号）の施行の日から起算して三月以内に一とずする。

(削る)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の三第一項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 二 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 二 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の二第十二項に規定す

る病児保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

この法律の施行の際規に新児童福祉法第六条の二第十四項に規定する子育て援助活動支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律」の一報を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）の施行の日から起算して二月」とする。

削
る

とあるのは、「子」も・子育て支援法及び総合「」も國法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日から起算して「月以内に」とする。

4) この法律の施行の際に新児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合」とも園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第4号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

51 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条 この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第三十五条第二項又は第三項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対するこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する口までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用について

は、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第一項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

2 この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第一項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

第十条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して二年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法」とする。

2 子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援

法附則第七条第二項の規定により読み替えた同法】とする。

第八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）附則第九条第一項（第三号に係る部分を除く。）の規定が適用される施設料金、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十項及び第十二条並びに第三十一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ（1）」と、同項第二号中「同条第二项第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号」と、「同号」とあるのは「同号ロ（1）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、「同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号」と、「同号」とあるのは「同号イ（1）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一條 子ども・子育て支援法附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される」とも園給付費、特例こども園給付費又は特別地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第四十条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定によることども園給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例ことども園給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例ことども園給付費の額及び同号イ（1）」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号コ」と、「同号」とあるのは「同号コ（1）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、「同条第十二項第二号中「第二十条第二項第一号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ（上）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた第六条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」とい

第十二条 施行日前に行われた旧児童福祉法第一十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことによる費用についての市町村及

う。) 第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うこと
に要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及
び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者から
の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育
て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条
第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的
保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、な
お従前の例による。

び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用につ
いての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従
前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第二項に規定する子育
て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条
第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的
保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、な
お従前の例による。

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)	(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)	(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)
第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。	第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。	第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。
一五二三十 (略)	一五二三一 (略)	一五二三一 (略)
十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかるつくる児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼稚園、認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費	十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかるつくる児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び総合こども園を除く。）並びに里親に要する経費	十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかるつくる児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費
三十一 子どものための教育・体育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るもの）	三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置することともに係るもの）	三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（新設）

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。	第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。	第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとさも、前項と同様とする。	3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内における場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとさも、前項と同様とする。	3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内における場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとさも、前項と同様とする。
一 学校教育法（昭和二十二年法律第一六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」といいう。）及び就学前の子どもに関する教育	一 学校教育法（昭和二十二年法律第一六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び総合子ども園法（平成二十四年	一 学校教育法（昭和二十二年法律第一六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）

保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（平成十八年法律第七十七号）第一条第七
項に規定する幼保連携型認定こども園（以
下この条において「幼保連携型認定こども

園」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十
四号）第七条第一項に規定する児童福祉施
設（幼保連携型認定こども園を除くものと
し、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 （略）

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特
別区にあつては、市長又は区長）は、前項各
号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メー
トルの区域内の施設につき第一項の許可をり
える場合には、あらかじめ、その施設の設置
によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設
環境が著しく害されるおそれがないかどうか
について、学校（第一条学校及び幼保連携型
認定こども園をいう。以下この項において同
じ。）については、当該学校が大学附置の国
立学校（国立大学法人法（平成十五年法律
第五十一号）第一条第一項に規定する国立
大学法人を含む。以下この項において同じ。）
が設置する学校をいう。）であるときは当
該大学の学長、高等専門学校であるときは当
該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の

法律第 42 条第三第一項に規定する
総合こども園（以下の条において「総合
園」とも謂ふ。）

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十
四号）第七条第一項に規定する児童福祉施
設（総合こども園を除くものとし、以下単
に「児童福祉施設」という。）

三 （略）

4

都道府県知事（保健所を設置する市又は特
別区にあつては、市長又は区長）は、前項各
号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メー
トルの区域内の施設につき第一項の許可をり
える場合には、あらかじめ、その施設の設置
によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設
環境が著しく害されるおそれがないかどうか
について、学校（第一条学校及び総合こども

園をいう。以下この項において同じ。）につ
いては、当該学校が大学附置の国立学校（國
立大学法人法（平成十五年法律第五十一
号）第二条第一項に規定する国立大学法人を
含む。以下この項において同じ。）が設置す
る学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高
等専門学校であるときは当該高等専門学校の
校長、高等専門学校以外の公立学校であると
きは当該学校を設置する地方公共団体の教育
委員会、高等専門学校以外の私立学校である
ときは学校教育法に定めるその所管の意見
を、児童福祉施設については、児童福祉法第
四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十
四号）第七条第一項に規定する児童福祉施
設（以下単に「児童福祉施設」という。）

二 （略）

4

都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の
敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施
設につき第一項の許可を与える場合には、あ
らかじめ、その施設の設置によつて前項各号
に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害さ
れるおそれがないかどうかについて、学校に
ついては、当該学校が大学附置の国立学校（國
立大学法人法（平成十五年法律第五十一
号）第二条第一項に規定する国立大学法人を
含む。以下この項において同じ。）であるとき
は当該学校を設置する地方公共団体の教育
委員会、高等専門学校であるときは当該高等
専門学校の校長、高等専門学校以外の公立
学校であるときは当該学校を設置する地方公
共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私
立学校であるときは学校教育法に定めるその
所管の意見を、児童福祉施設については、児童
福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、
前項第

公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携認定ごも園）であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼稚連携型認定ごも園以外の私立学校であるときは学校教育法に定める所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携認定ごも園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならぬ。

あるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（総合こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び総合こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する総合こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十九年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めるなければならない。

5・6

5
·
6
一格

卷之六

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
(定義)	(定義)	(定義)
<p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼稚園施設型認定（以下「幼稚園施設型認定」とも「園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長、教育職員をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合型認定（以下「園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長、教育職員をいう。</p>	<p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第一条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長、教育職員をいう。</p>
<p>2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校长（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼稚園施設型認定（以下「園」の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。））、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、主幹保健教諭、指導保育教諭、保健教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p>	<p>2 この法律において「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校长（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（以下同じ。）、教諭、主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p>	<p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校长（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p>

号) 第二十八条の五第二項に規定する短時間勤務の職を勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、項を除き、以下同じ。) をいう。

355 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十二条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(幼稚園認定)(も園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(幼稚園認定)(も園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定(も園を除く。(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用につける採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。) をいう。

355 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十二条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(総合)(も園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(総合)(も園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び総合(も園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用につけては、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。) をいう。

355 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十二条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用につけては、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

(略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保園(携帯認定こども園)に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

(略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は総合こども園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

(略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に對して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の一 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則(幼保連携型認定)じも園にあつては、地方公共団体の規則(次項において同じ。)で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聽かなければならぬ。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受け、二年を超えない範囲内で年を単位と

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に對して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則(総合じも園にあつては、地方公共団体の規則(次項において同じ。)で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聽かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受け、二年を超えない範囲内で年を単位と

指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に對して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行なうものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聽かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、二年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をとることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 (略)

附 則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼稚園認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をとることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 (略)

附 則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼稚園認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この

）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をとることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 (略)

附 則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この

規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等についても、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会（当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならぬ。

3
(四)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第一十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県

用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2、市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならぬ

3

(幼稚園及び総合二年とも園の教諭等に対する
一年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等について、は当該市町村を包括する都道府県の教育委員会

2 市（指定都^市を除く。）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対し、して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3
(略)

(幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定める者を除く。)に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

会が、総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定める者を除く。)に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定める者を除く。)に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正		改 正 案	
		（定義）	
第一条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一條学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の措進に関する法律（平成十八年法律第七十号）第一條第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、義設教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。		第一条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」）と定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校（第三項において「第一條学校」という。）並びに総合こども園法（平成二十四年法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、義設教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。	
2 (略)		2 (略)	
3 この法律において「所轄庁」とは、大学附属の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定す		3 この法律で「所轄庁」とは、大学附属の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定す	

る国立大学法人を含む。以下この項において「同じ。」が設置する学校をいう。以下同じ。又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼稚園、保育園認定なども限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第三百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」といいう。）の区域内の幼稚園認定なども認定の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前

る国立大学法人を含む。以下この項において「同じ。」が設置する学校をいう。以下同じ。又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼稚園、保育園認定なども限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第三百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」といいう。）の区域内の幼稚園認定なども認定の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 総合型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、総合型認定こども園法の一項の規定にかかわらず、総合型認定こども園の

の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 (新設)

の子に關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

定めるところによる。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園認定（幼稚園を除く）の種類）と保育園認定（幼稚園を除く）の種類との教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状の教諭の免許状と、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、中等教育学校及び幼稚園認定（幼稚園を除く）の種類）との種類との教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園認定（幼稚園を除く）の種類）と保育園認定（幼稚園を除く）の種類との助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校及び総合（も園を除く）の種類）との教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状と、それぞれ状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、中等教育学校及び総合（も園を除く）の種類）との教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校及び総合（も園を除く）の種類）との助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く）の種類との教諭の免許状とする。

3 特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く）の種類との教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く）の種類との助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所